

道路損害賠償責任保険仕様書

1 内容

- (1) 鳥取県が所有し、使用し又は維持管理する全ての道路（県道及び指定区間外の一般国道をいい、自転車道を含み、有料道路を除く。）を対象として、偶然な事故により生ずる法律上の損害賠償責任を鳥取県が負担することにより被る損害の填補を行うこと。
- (2) 必要に応じて事故処理及び示談交渉に関する助言、資料（判例、示談例）の提供等を行うこと。

2 保険期間

令和8年10月1日午後4時から令和9年10月1日午後4時まで

3 填補限度額及び免責額

(1) 填補限度額

身体障害（1名）	3千万円
身体障害（1事故）	3億円
財物損害（1事故）	1千万円

(2) 免責額

0円

4 道路管理延長

1,949.3キロメートル（令和8年4月1日現在の概算数値）

なお、保険期間中の道路延長の増減が、当該保険期間の始期における道路の総延長の10パーセント以内の場合は、受注者に通知しない。

5 道路の定義

この保険において「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路並びに同条第2項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3に規定する道路の附属物をいう。

6 特約事項

別途道路損害賠償責任保険特約を締結する。

なお、特約書の様式については、道路損害賠償責任保険特約書を用いて作成するので、必ず確認すること。

7 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

9 参考

近年の賠償金支払状況（令和8年7月29日現在）

事故発生年度	賠償件数	賠償金支払額
平成28年度	6 件	931, 639円
平成29年度	10件	1, 161, 336円
平成30年度	3 件	369, 316円
令和元年度	3 件	5, 608, 055円
令和2年度	5 件	163, 586円
令和3年度	12件	3, 046, 011円
令和4年度	6 件	1, 463, 856円
令和5年度	5 件	835, 301円
令和6年度	10件	8, 188, 414円
令和7年度	15件	5, 340, 852円

注1 各年度とも事故発生日を基準に、契約期間（10月1日から翌年10月1日まで）で集計したもの。

2 令和3年度は、相手方と連絡不能による支払未了案件1件（3,492円）を含む。

3 令和6年度は、示談手続中1件（1,500,000円）を含む。

4 令和7年度は、示談手続中3件（3件とも賠償額算定中）を含む。